

○午後0時59分開議

○議長（松澤利行君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（松澤利行君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

木村 けんご 君

筒井 ようすけ 君

ご了承願います。

○日 程

○議長（松澤利行君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

日程第1から日程第7までの7件を一括議題に供します。

---

日程第1

第84号議案 品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

日程第2

第85号議案 （仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築工事請負契約の変更について

日程第3

第86号議案 （仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築給排水衛生設備工事請負契約の変更について

日程第4

第87号議案 （仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築空気調和設備工事請負契約の変更について

日程第5

第88号議案 （仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築電気設備工事請負契約の変更について

日程第6

第89号議案 第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約

日程第7

第90号議案 第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約の変更について

---

○議長（松澤利行君） 総務委員長から報告願います。

〔伊藤昌宏君登壇〕

○総務委員長（伊藤昌宏君） ただいま議題に供されました第84号議案から第90号議案までの計7議案につきまして、総務委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら7議案は、12月7日の本会議において当委員会に審査を付託され、12月10日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

まず、第84号議案、品川区議会議員および品川区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご報告いたします。

本案は、公職選挙法が改正され、区議会議員の選挙におけるビラの頒布が認められるとともに、当該ビラの作成費用の公費負担が可能となったことから、当該ビラの作成費用について公費負担を行うもの

であります。

本条例は、平成31年3月1日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、公費負担額の算定根拠について、2、頒布が解禁された理由についての質疑があり、理事者より、1の公費負担額の算定根拠については、本区では、公職選挙法施行令の限度額を公費負担の限度額として定めるものである。

2の頒布が解禁された理由については、候補者の政策等を有権者が知る機会の拡充を図ることを目的として公職選挙法の一部が改正されているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第84号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第85号議案から第88号議案の4議案は、一括して審査いたしましたので、一括してご報告いたします。

これら4議案は、近隣住民に配慮して施工方法等を変更したことおよび地中の支障物を撤去しなければならなかったことから、工期を延長する必要が生じたため、「契約金額の変更」および「債務負担行為の追加」を行うものであります。

変更の内容は、第85号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築工事請負契約は、契約金額を36億6,876万円から37億1,648万5,200円に、第86号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築給排水衛生設備工事請負契約は、契約金額を4億3,200万円から4億3,358万5,600円に、第87号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築空気調和設備工事請負契約は、契約金額を5億1,894万円から5億2,311万9,600円に、第88号議案、（仮称）品川区立障害児者総合支援施設新築電気設備工事請負契約は、契約金額を7億1,280万円から7億1,820万円にそれぞれ改めるとともに、これら4議案の支出科目等において、平成31年度債務負担行為を追加するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、契約変更を提案した理由について、2、開設延期に関する利用者の説明についての質疑があり、理事者より、1の契約変更を提案した理由については、当初工程からの遅延による工期の4か月延長に伴い、各事業者において人件費等が生じることから、当初請負契約金額の変更を行うものである。

2の開設延期に関する利用者への説明については、利用者向け説明会の実施を広報しながら区ホームページで広く区民に周知するとともに、障害者団体等に対して別途お知らせした後、11月15日の午前・午後の2回に分けて開催しているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第85号議案から第88号議案の4議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第89号議案、第二戸越幹線整備工事（上流部シールド）請負契約について、ご報告いたします。

本案は、戸越地区および西品川地区における浸水被害の軽減を図るため、第二戸越幹線を整備することから、西品川公園内の立坑から平塚三丁目付近までの約1.7キロメートルにおいて、下水道本管を整備するとともに、宮前坂広場内に立坑を築造する工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は29億8,086万1,200円、契約の相手方は、港区港南一丁目8番15号、飛島・大旺新洋・浅川建設共同企業体、代表者、飛島建設株式会社、代表取締役社長、乗京正弘、支出科目等は、平成30年度一般会計、平成31年度から平成33年度までの債務負担行為であります。

なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成33年8月3日までであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、残土の排出方法と工事に関する地域への説明についてなどの質疑があり、理事者より、残土の排出については、1日当たり1台から2台のダンプトラックによる搬出を予定しており、この搬出方法を含め、当該工事の説明を事業者とともに行う考えであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第89号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第90号議案、第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約の変更について、ご報告いたします。

本案は、平成29年第4回定例会で議決をした「第二戸越幹線整備工事（下水道本管立坑整備）請負契約」において、下流部シールドマシンの到達方法の変更に伴い、到達部を補強する必要が生じたことなどから「契約金額の変更」をするものであります。

変更の内容といたしましては、契約金額を、10億9,620万円から11億4,389万2,800円に改めるものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、事前の地盤調査の有無と地盤改良工を追加した理由についてなどの質疑があり、理事者より、地盤調査については、事前にボーリング調査を実施し、地盤の強度を確認したが、工事施工に当たり重機設置場所を、接面する道路と高さを合わせるために掘り下げ、その地面を改めて調査したところ、重機が傾く可能性があることから、今回、地盤改良工事などを追加する契約変更を提案したものであるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第90号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会における審査の経過および結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 総務委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第1から日程第7までの7件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも総務委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第8を議題に供します。

---

日程第8

第91号議案 臨海部広域斎場組合規約の変更について

---

○議長（松澤利行君） 区民委員長から報告願います。

〔本多健信君登壇〕

○区民委員長（本多健信君） ただいま議題に供されました第91号議案、臨海部広域斎場組合規約の変更について、区民委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

本案は、12月7日の本会議において当委員会に審査を付託され、12月10日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

本案は、地方自治法第286条第2項の規定に基づき、臨海部広域斎場組合の規約を変更するものであります。

変更の内容といたしましては、組織区の負担金である建設経費の区分に、火葬炉の利用実績割により組織区に按分するものとして「火葬場整備事業に係る用地取得費及び整備費」を、葬儀式場の利用実績割により組織区に按分するものとして「施設整備基金積立金」をそれぞれ設けるほか、規定を整備するものであります。

なお、今回変更する規約は、組合を構成する5区の議会において議決を得た後、都知事への届け出を経て、平成31年4月1日からの施行を予定しております。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、火葬炉や葬儀会場等の増築・施設整備の今後のスケジュール感について、2、今回の規約変更に伴う利用料金への影響についてなどの質疑があり、理事者より、1の火葬炉や葬儀会場等の増築・施設整備の今後のスケジュール感については、2019年度より基金の積み立てや都市計画交付金の調整を開始し、2028年度に工事に着手、2030年度より稼働できるよう進めていくが、他斎場の動向や事業環境の変化等を注視し、必要に応じて計画の精査・見直しを行う。区としても、必要があれば、臨海部広域斎場組合に対し、提言等を適宜行っていく。

2の今回の規約変更に伴う利用料金への影響については、臨海斎場の利用料金は3年に1回見直しを行っており、本年4月1日に改定を行ったところである。今回の規約変更による利用料金の変更は行わないなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第91号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が区民委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 区民委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は区民委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第9から日程第14までの6件を一括議題に供します。

---

日程第9

第83号議案 品川区立障害児者総合支援施設条例

日程第10

第93号議案 指定管理者の指定について  
日程第11  
第94号議案 指定管理者の指定について  
日程第12  
第95号議案 指定管理者の指定について  
日程第13  
第96号議案 指定管理者の指定について  
日程第14  
第97号議案 指定管理者の指定について

---

○議長（松澤利行君） 厚生委員長から報告願います。

〔石田秀男君登壇〕

○厚生委員長（石田秀男君） ただいま議題に供されました第83号議案および第93号議案から第97号までの6議案について、厚生委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら6議案は、12月7日の本会議において当委員会に審査を付託され、12月10日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

初めに、第83号議案、品川区立障害児者総合支援施設条例について、ご報告申し上げます。

本案は、障害児および障害者の福祉の増進を図るため、地域生活の支援拠点となる「品川区立障害児者総合支援施設」を「品川区南品川三丁目7番7号」に設置するものであります。

条例の内容といたしましては、本支援施設を構成する福祉型児童発達支援センター、障害者生活支援センターなどの各施設において実施する事業の利用者、利用手続その他管理運営に必要な事項について定めるものであります。

このほか、本支援施設においては、指定管理者制度を活用した管理運営を行うことから、指定管理者を指定するために必要な手続を定めております。

なお、付則において、品川区立児童学園条例を廃止することとしております。

本条例は平成31年10月1日から施行し、指定管理者の指定に係る規定は公布の日から施行するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、指定管理者を活用した管理運営と医療系サービスの関係について、2、開設が10月におくれることに伴い、4月から代替施設で実施する事業についての質疑があり、理事者より、1の指定管理者を活用した管理運営と医療系サービスの関係については、医療を除く3つの法人と個別に指定管理者の協定を締結する予定であり、医療系サービスについては、区の建物の中で1つの法人が独立して事業を実施するという形を予定している。

2の開設が10月におくれることに伴い、4月から代替施設で実施する事業については、生活介護と就労継続支援B型であり、4月からこみゅにていぷらご八潮を代替施設として実施予定であるなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第83号議案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第93号議案から第96号議案の4議案については、関連する内容のため、一括して審査をいたしましたので、一括してご報告いたします。

各議案の内容は、まず、第93号議案、指定管理者の指定について。本案は、品川区立東大井地域密着型多機能ホームの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は株式会社大起エンゼルヘルプで、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

次に、第94号議案、指定管理者の指定について。本案は、品川区立心身障害者福祉会館の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人品川総合福祉センターで、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

次に、第95号議案、指定管理者の指定について。本案は、品川区立上大崎つばさの家の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人げんきで、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

最後に、第96号議案、指定管理者の指定について。本案は、品川区立発達障害者支援施設の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は社会福祉法人げんきで、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

理事者の説明の後、質疑を行い、委員より、1、東大井地域密着型多機能ホームを運営する株式会社大起エンゼルヘルプの離職率について、2、東大井地域密着型多機能ホームが実施している地域交流についてなどの質疑があり、理事者より、1の東大井地域密着型多機能ホームを運営する株式会社大起エンゼルヘルプの離職率については約20%であり、介護職の全国平均が16%程度ということと比較すると、区としても少し高いと認識しているが、欠員が生じることなく、運営に問題はない。

2の東大井地域密着型多機能ホームが実施している地域交流については、併設の品川保育園との防災訓練をはじめとした多世代交流や、地域ニーズが高い調理室を利用した地域交流等を実施しているなどの答弁がありました。

また、委員より、株式会社が指定管理者として福祉施設を管理するのはなじまないと考えることから、第93号議案については反対であるとの意見表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第93号議案は賛成多数をもって、第94号議案から第96号議案の3議案は全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第97号議案、指定管理者の指定について、ご報告申し上げます。

本案は、品川区立品川健康センターおよび荏原健康センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

指定する団体の名称は、住友不動産エスフォルタ・NTTファシリティーズ共同企業体で、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、本事業者を選定した判断基準についてなどの質疑があり、理事者より、本事業者を選定した判断基準については、提案にさまざまな工夫が見られ、特に光熱水費の削減に係る具体的な提案があり、点数も8割以上であったため選定したなどの答弁がありました。

また、委員より、区民の健康づくりを進める場の指定管理者として株式会社はそぐわないと考えることから、第97号議案については反対であるとの意見表明がありました。

質疑終了後、採決を行い、第97号議案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いた

しました。

以上が厚生委員会における審査の経過及び結果であります。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（松澤利行君） 厚生委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

初めに、日程第9、日程第12および日程第13の3件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第10および日程第14の2件を一括して、起立により採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件はいずれも厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第11を起立により採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松澤利行君） 起立多数であります。

ご着席願います。

よって、本件は厚生委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第15および日程第16の2件を一括議題に供します。

---

日程第15

第92号議案 指定管理者の指定について

日程第16

第98号議案 訴訟上の和解について

---

○議長（松澤利行君） 文教委員長から報告願います。

〔塚本よしひろ君登壇〕

○文教委員長（塚本よしひろ君） ただいま議題に供されました第92号議案および第98号議案の2議案について、文教委員会における審査の経過および結果をご報告申し上げます。

これら2議案は、12月7日の本会議において当委員会に審査を付託され、12月10日の委員会で審査し、同日、採決を行いました。

初めに、第92号議案、指定管理者の指定について、ご報告申し上げます。

本案は、品川区立ぷりすくーる西五反田の管理を行わせるため、指定管理者を指定するものであります。指定する団体の名称は、特定非営利活動法人子育て品川で、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間であります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、指定管理者候補者を募集せず、現在の指定管理者を候補者とした理由について、2、保育士確保が依然厳しい状況の中で、職員の定着化、離職・転職の防止、処遇改善をどのように捉えているかについてなどの質疑があり、理事者より、1の指定管理者候補者を募集せず、現在の指定管理者を候補者とした理由については、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」の中で、一定程度継続性が必要な場合など、特別な事情があるものに関しては候補者を募集せずに行うことができると規定されているためである。

2の保育士確保が依然厳しい状況の中で、職員の定着化、離職・転職の防止、処遇改善をどのように捉えているかについては、キャリアアップ補助金、保育サービス推進費等を活用し、特別賞与を上げるなどの対応を積極的に行ったことで、勤続年数が2.9年から4.4年まで伸びるなど、成果が出ていると捉えているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第92号議案、指定管理者の指定については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第98号議案、訴訟上の和解について、ご報告申し上げます。

本案は、品川区立中学校の生徒が自死したことを受けて当該生徒の両親が提起した損害賠償請求事件に関し、東京地方裁判所の和解勧告に基づき、和解することについて議決を求めるものであります。

和解条項の概要といたしましては、第1に、区は、当該生徒の両親に対し解決金として680万円を支払う義務があることを認めるものであります。

第2に、区および担任教諭は、いじめ等の調査対策委員会による報告書に記載された再発防止策を真摯に受けとめ、誠実に実施することを約するものであります。

第3に、担任教諭および校長は、当該生徒が自死したことを真摯に受けとめ、哀悼の意を表するとともに、担任教諭としての当該生徒からの複数回の訴えに対する対応、校長としてのいじめ行為を発見することへの取り組み等が必ずしも十分でなかったことを認め、遺憾の意を表するものであります。

理事者の説明の後に質疑を行い、委員より、1、今後のいじめに対する取り組みについて、2、子どもたちに対する自殺予防教育についてなどの質疑があり、理事者より、1の今後のいじめに対する取り組みについては、いじめは誰にでも起こり得るものであるという大前提のもと、未然防止、早期発見のため、今後とも、いじめ対策チームや地域、さまざまな団体など、オール品川で情報を常に共有しながら、途絶えることなく対策を講じていきたい。

2の子どもたちに対する自殺予防教育については、市民科の「命の大切さ」「悩みの解決方法」という単元において、自分でどう解決するか、子どもたち同士、グループで話し合ったり、友達の悩みを聞いたときはどうするかを実際に考える取り組みを行っており、今後も充実させていきたいと考えているなどの答弁がありました。

質疑終了後、採決を行い、第98号議案、訴訟上の和解については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が文教委員会における審査の経過および結果でございます。

何とぞ本委員会の決定どおり可決ご決定いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。



○議長（松澤利行君） 文教委員長の報告にご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） 質疑なしと認めます。

これより採決に入ります。

日程第15および日程第16の2件を一括して採決いたします。

本件は、いずれも委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はいずれも文教委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第17を議題に供します。

---

日程第17

請願・陳情審査結果報告

---

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付のとおり、各所管の委員長から請願・陳情審査結果報告書が提出されております。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの審査結果報告書のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は審査結果報告書のとおり決定いたしました。

次に、日程第18を議題に供します。

---

日程第18

常任委員会・議会運営委員会・特別委員会議会閉会中継続審査調査事項

---

○議長（松澤利行君） 本件につきましては、お手元に配付の請願・陳情継続審査件名表および特定事件継続調査事項表のとおり、各所管の委員長から閉会中も審査調査を要する旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

各所管の委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松澤利行君） ご異議なしと認めます。

よって、各所管の委員長からの申し出のとおり決定いたしました。

以上で本定例会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第4回品川区議会定例会を閉会いたします。

○午後1時33分閉会

---

議長 松澤利行

署名人 木 村 けんご  
同 筒 井 ようすけ